



PLAYFAIR2008.org

北京オリンピック プレイフェア2008 キャンペーン声明

このキャンペーン声明は、2008年北京オリンピック競技大会の開催が近づくなかで世界のスポーツウェア産業の労働条件に注意を喚起することを目的とするこの世界規模のキャンペーンへの参加を誓う諸団体に対し、行動の手引きを与えることを意図したものである。

「プレイフェア・オリンピックキャンペーン (Play Fair at the Olympics Campaign)」として知られるこのキャンペーンは、オックスファム¹、グローバルユニオン(当時のICFTU国際自由労連²とITGLWF国際繊維被服皮革労組同盟を含む)、クリーン・クローズ・キャンペーンとそれぞれの世界の会員団体により構成されていた運動であった。その目的は、世界的なスポーツ用品産業で働く、主として女性の労働者の搾取と虐待をなくすため、各国政府はもちろんのこと、スポーツウェア及びスポーツシューズ企業、国際オリンピック委員会 (IOC委員会) とその各国組織委員会 (NOC) に働きかけ、明確かつ具体的な対策を講じさせることにあった。

スポーツウェア及びスポーツシューズ産業における今日の搾取と虐待のシステムを真に終わらせることができるのは、各国政府が国内においても、また国際社会においても労働者の権利を守り、かつ企業にその労働慣行に対する責任を取らせることが出来るようになった時、そして労働者が自分たちの利益を向上させるために組織化することが可能になった時であるとプレイフェア・アライアンスは認識している。

いずれにせよ、IOC委員会のようなスポーツ団体は、労働慣行に対しスポンサーシップやライセンス契約を通して現在よりもはるかに大きな責任を負うべきであると私たちは考えており、またスポーツウェア、シューズ、その他スポーツ用品を販売・製造している企業全体としても同様の責任を負うべきであると考えている。³

¹ オックスファムは2004年のアテネキャンペーンに参加。オックスファムはプレイフェア2008キャンペーンには参加していないが、現在もプレイフェアアライアンスのメンバー。

² 現在の名称はITUC国際労働組合総連合。

³ スポーツウェア産業で働く労働者が置かれた立場に関する背景と概要についてはアテネキャンペーンの方針綱領を参照のこと <http://www.fairolympics.org/background.html>

私たちがアテネで成し遂げたことは何か？

ブランド企業

2004年のキャンペーンでは、それほど知名度が高くない一部スポーツウェアブランドを特にターゲットにし、彼らがこれ以上労働者の権利の問題を無視することがあってはならないこと、あるいはすすめの涙ほどのわずかな賃金で長時間労働、超過勤務を強制されている労働者への虐待に対する彼らと彼らのサプライヤーの連帯責任について力強くうったえた。

- アテネ大会にむけて策定された「プログラム・オブ・ワーク（Programme of Work/行動計画）」⁴ に産業全体を巻き込むことは出来ていないものの、アシックス、ミズノ、プーマ、ウンブロは企業の社会的責任（CSR）に関する私たちのキャンペーン要求に前向きかつ真剣に対応してくれた。しかしながら、当初ターゲットに挙げたブランドリストの一部、すなわちフィラ、カップ、ロトに関してはなんら有意義な形で私たちと関わってはいない。
- トップブランドのナイキ、アディダス/リーボックは、それぞれのサプライチェーンの情報開示にむけた措置をすでに講じており、現行のコンプライアンス・イニシアチブでは持続可能な形では決して労働者虐待の回避という規定の目的を実現することはできないと公に認めている。ただし、すべての労働基準のコンプライアンス（遵守）を達成するうえでサプライヤーによる結社の自由の原則は重要であることはあっさり認めているものの、問題への取り組み方は積極的というよりはむしろ受身的である。
- 本来、当該キャンペーンはスポーツウェア産業の多国籍企業をターゲットにしたものであるが、他のアパレル産業の労使関係における評価基準にもなっている。
- にもかかわらず、多くのスポーツ用品企業がサプライチェーンの労働者の権利について問題提起することについては既存の企業およびマルチステークホルダー・イニシアチブに「タダ乗り」している状態であることは依然として変わりにないため、これを産業規模のベスト・プラクティス（最良の慣行）にまで引き上げていく必要がある。
- いかなる場合も、購買慣行における中心的問題は労働条件、すなわち生活賃金の欠如や行き過ぎた長時間労働の問題であり、これらはいまなお個々の企業、あるいはスポーツ用品産業全体が取り組んでいる課題である。

IOC 委員会(国際オリンピック委員会)

プレイフェア 2008 は、IOC 委員会が責任を有すること、そしてオリンピックの成功に貢

⁴ Programme of Works: http://www.fairolympics.org/background/programme_of_work.pdf

献する様々な業種における労働者の権利に関し、事態に良い変化をもたらし得る潜在的能力をもち、またそれらの分野において労働者の権利が完全に尊重されるようするためのイニシアチブを支援することができることを認識している。

スポーツウェアの場合、多くの国のオリンピック委員会や一部アスリートが当該産業で働く労働者の虐待と搾取をなくすことを求めてこのキャンペーンに参加したのだが、その一方で IOC 委員会はキャンペーンの目的がフェアプレー精神というオリンピックの理念と倫理に合致していることを認めているにもかかわらず国際レベル、国内レベル、あるいは大会レベルのいずれにおいてもオリンピックスポンサーシップとライセンス供与の活動における労働者の権利に対する責任については断固として否定した。

各国政府

世界のスポーツ用品市場における主要な購買国ならびに供給国のなかには、ILO(国際労働機関)の中核的労働基準を批准・履行できていない政府が多数存在する。その結果、ILOの中核的労働基準に基づく倫理行動規範を定めていながら、それらの労働基準をいまだ批准していない国に本社を置き、国際的な義務を果たせていない国から大量の製品を供給しているスポーツ用品企業がある。

そのため、北京オリンピックにむけて態勢を強化するなか、ITUC 国際労働組合総連合、ITGLWF 国際繊維被服皮革労組同盟、CCC クリーン・クローズ・キャンペーン、およびそれぞれの国際的パートナー団体として、この「プレイフェア 2008」キャンペーンを開始することにした。私たちは北京大会の成功を望むと同時に、オリンピック精神からインスピレーションを受けた中国政府がどうすれば「フェアプレー」の原則を職場に及ぼすことが出来るかを世界に向けて実証してほしいと望んでいる。

ついでには、プレイフェア 2008 としてこの機会を捉え、「オリンピックの裏側」、つまり世界のスポーツウェア産業やオリンピック関連産業で働く労働者(主として女性)の日々の労働生活を世間の目に触れるようにし、オリンピックが近づくとともにあらゆる関係組織に対しいくつかの重要な要請事項を強く求めていく。

キャンペーンの要請事項

プレイフェア2008が国際オリンピック委員会(IOC 委員会)に求めているのは、

- 主催国が ILO の中核的労働基準を採択、批准、尊重していることを今後のオリンピック大会の条件とすること。
- ライセンス契約、スポンサー契約及び販売契約の条件として、IOC 商標登録商品の生産にかかわる労働慣行及び労働条件について国際的に認知されている労働基準に準拠

するよう求めること。

- 国際オリンピック委員会ならびに国内オリンピック委員会のサプライチェーンにおいて、労働条件の率直的調査の実施、ならびに虐待・搾取を伴う労働慣行をやめさせる仕組みの整備を業者に課すこと。なお、十分な裏づけのある苦情もその対象とする。
- スポーツウェア及びスポーツシューズ産業における搾取と虐待をなくす必要性を広く世間一般に宣伝すること。
- 労働者の権利の尊重を「オリンピック憲章」ならびに「IOC 倫理規定」における不可欠な要素とすること。
- その他のオリンピック競技大会関連の雇用における労働者の権利尊重にむけた取り組みを支援すること。

ブレイフェア2008が各国オリンピック委員会(NOC)ならびにオリンピック組織委員会(OCOG)に求めているのは、

- 国際オリンピック委員会 (IOC 委員会) を通じ、上述の虐待・搾取を伴う労働慣行をやめさせる仕組みの整備を行うこと。
- このキャンペーンの要望事項を国内企業及び国の代表チームのスポンサーに対し強く要請するため、その影響力を活用すること。
- 各国オリンピック委員会 (NOC) ならびにオリンピック組織委員会 (OCOG) が、スポンサー契約や販売契約を結んでいる企業名を公表すること。
- ライセンス契約、スポンサー契約および販売契約を企業と結ぶ際、当該企業がその生産拠点を公表し、そこでの NOC 商標登録商品の生産に関する労働慣行・労働条件について国際的に認知された労働基準に準拠することをその条件とすること。

ブレイフェア2008がスポーツウェアブランド企業やオリンピックで利益を得ようとしている他の企業に求めているのは、

- ソーシング方針として、サプライヤーとその下請負業者に対し国際的に認められている労働基準の尊重を求めること。⁵
- 企業の購買行為がサプライチェーンの労働慣行・労働条件に及ぼしうる悪影響に対し、ソーシング方針に絶対要素として何らかの処置を講じること。
- 自社の基準を高め、さらに同業他社に対しても同様に期待し、搾取と虐待をなくし、国際的に認められている労働基準を満たしている国内法を最低限遵守すること。
- 自社のサプライチェーン全体において労働組合を結成する権利、あるいは労働組合に加入する権利を尊重し、また労働者の団体交渉権がきちんと尊重されるよう、迅速かつ積極的な措置を講じること。

⁵ Jo-In(共同イニシアチブ)規定に盛り込まれているのと同様に
<http://www.jo-in.org/pub/docs/Jo-In%20Draft%20Common%20Code%205.05.pdf>

- 組織化された⁶ 工場の生産を維持し、生産を拡大する際には、法律上、また実際に労働組合権が尊重されている場所を立地として選択すること。
- 生活賃金の問題に対処する具体的な措置に着手すること。
- サプライヤーに労働者の預金を預らせないこと
- 期日どおりに、適切な賃金が支払われていることを確認すること
- 自社製品の生産現場における労働条件を公開し、労働慣行・労働条件に影響を及ぼすあらゆる事業の運営ならびに取り決めを完全に透明にすること。
- すべてのサプライヤー工場の所在地・国などの詳細情報を公開すること。

ブレイフェア2008がスポーツウェア、スポーツシューズ、五輪ロゴ商品を供給する企業(サプライヤー)に求めているのは、

- きちんと機能する労使関係の枠組⁷を整備し、国際労働基準あるいは国内労働法のうちどちらか労働者に対する保護の効力がより高いほうに準じた労働条件を確立すること。
- あらゆる場合において、個々のサプライチェーンでの労働が、公認されている雇用関係及び国際労働基準⁸が定めた保護下で遂行されるようにすること。
- 家内労働者から商品の供給を受ける場合、ブランド及びサプライヤーは在宅形態の労働に関する ILO 労働条約(第 177 号)が定める家内労働者の基本的権利を必ず尊重すること。

ブレイフェア2008が各国政府に求めているのは、

- 結社の自由と団体交渉権に関するすべての ILO 条約を（批准していない場合は）速やかに批准し、かつ完全に履行することにより、労働者が自主的な労働組合を結成あるいはそれに加入し、誠意ある団体交渉を行う権利を促進すること。
- 「多国籍企業及び社会政策に関する原則の ILO 宣言」、また場合によっては「OECD 多国籍企業ガイドライン」など、国際的な企業活動において社会的に責任のある行動が促す政策を実施すること。
- 国際協定・二国間協定、貿易協定において、また国連の ILO（国際労働機関）や他の機関、政府間機関を通じ、労働者の権利を促進すること。
- 労働基準により効果をもたせるための ILO の役割を促進すること。

⁶ 第 87 号及び第 98 号条約に準じて

⁷ ILO 条約第 87 号及び第 98 号が定める原則に準じた工場の経営者との苦情処理、争議解決及び定期的団体交渉に携わる、認知され、かつ訓練を受けた自主的労働組合の代表者により代表される組織化労働者であることで証明される。

⁸ 国際的に認められた労働基準の定義については Cf. JOIN Code

<http://www.io-in.org/pub/docs/Jo-In%20Draft%20Common%20Code%205.05.pdf> を参照のこと。ブレイフェア 2008 は、このような労働に従事する労働者は時間性・出来高制に関係なく、48 時間を超過しない週間標準労働時間に対し生活賃金が支払われる契約の一環としてその労働を行うべきであることを強調している。

- 労働者の権利の尊重を保障する調達方針を採用すること。

ブレイフェア2008が中国政府に求めているのは、

- オリンピック開催権を手に入れる際に誓った人権状況の改善の約束⁹ を守ること。
- 中国国民のためにオリンピックによる利益・効果を最大限に生かすこと。
- ILO 条約第 87 号(結社の自由と団結権保護)および第 98 号 (団結権及び団体交渉権) を批准し、完全に履行すること。
- 労働運動家に対する差別、嫌がらせ、解雇をはじめとする労働権の侵害をやめること。
- 雇用契約、労働者の賃金と基本的保護、労働法を違反した企業とそれに共謀した政府役人の責任を問わない文化を絶つことを規定した法規など、既存の労働法・労働規則ならびに施行間近の労働新法を履行し、その運用を監視すること。
- 職場の安全衛生に真剣かつ持続的に取り組むこと。
- 出稼ぎ労働者に対する体系的な差別をやめること。
- 労働教養制度 (RTL:労働再教育) を廃止すること。
- 拘束中のすべての労働運動家を釈放すること。

ブレイフェア2008が投資家に求めているのは、

- 搾取および虐待を伴う労働慣行をなくすためにどの程度具体的かつ確かな手段を講じたかが投資決定の重要な基準のひとつとなることをすべてのスポーツウェア企業に伝えること。

ブレイフェア2008はこれらの要請事項の実現にむけて最大限の努力を投じる。また、スポーツウェア産業で働くすべての労働者に対しては、当該キャンペーンの中心となり、基本的労働権に対する明確な支持をもってさまざまな連帯行動に携わることを求める。さらに、あらゆる消費者、アスリート、スポーツファンを含む一般の人々に対しては、キャンペーンの要請事項に関する諸活動・意識啓発の実施を通してこのキャンペーンに積極的に参加し、運動を成功に導いてほしい。

⁹ 2001年5月、北京の劉淇市長はオリンピックを開催することにより中国ならび到北京における「社会的進展と経済発展」が前進し、ひいては人権も促進されると誓った(2001年7月14日付 AFP 通信より)